

食品安全情報（化学物質） No. 22/ 2014 (2014. 10. 29)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【ANSES】 ニュートリビジランス、消費者の安全性に向けた計画

フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）は、2010年より、強化食品、新規食品及び新規成分、食品サプリメントの摂取による有害影響の情報を集め、何が問題になっているのかを特定することを目的としたニュートリビジランス計画を実施している。これまでANSESは、この計画で集めた情報に基づき、エネルギードリンク、紅麹由来食品サプリメント、*p*-シネフリンを含む多数の製品について勧告を出している。計画開始から3年以上が経過したことを受けて、ニュートリビジランス計画の予備的な概要を提供するとともに、その成功のためには医師に必須の役割があることを再確認する。

*ポイント： フランスは、食品サプリメントや強化食品などによる健康リスク対策として独自の有害事象報告システムを導入しています。想定している報告者は、医療従事者（医師、薬剤師、歯科医師等）、生産・流通業者、個人ですが、その中でも特に医療従事者による患者の有害影響の報告が大切だとANSESは強調しています。報告方法は基本的にはオンラインで行いますが、e-mail、ファックス、郵便でも受け付けています。我が国でも食品サプリメント等が関連する有害影響をどのように把握していくのかは重要な課題です。ANSESのニュートリビジランス計画は、一つの参考になるでしょう。

【FDA】 食品と食品成分の安全性についての毒性学的課題に関するFDA-SOT会議

米国食品医薬品局（FDA）は、職員の知識向上と業務強化のために、毒性学会（SOT）の協力のもと毒性学に関するトレーニングセッションを計画した。テーマは、食品成分安全性評価のためのヒト臨床および観察データの評価の複雑性、事例研究として部分水素添加油、毒性試験とADME/PKコンピュータモデル、毒性学的エンドポイントについての特定のトピックス、リスク評価とリスク管理である。

*ポイント： 登録すれば一般の人でも参加できますが、一番の目的は食品安全の規制策定に携わるFDA職員の毒性学の知識を向上させることだという点がポイントです。そのために毒性の専門家集団である毒性学会の協力を得て、食品成分による健康リスクをどう考えればよいのか、臨床データがあったとしても、それらデータをどのように解釈・利用すべきかなどを学べるカリキュラムになっています。

【EFSA】 食品中の、特に野菜と果実の過塩素酸塩の存在に関連した公衆衛生リスクについての科学的意見

欧州食品安全機関（EFSA）は過塩素酸塩について健康的な成人での甲状腺ヨウ素摂取り込み抑制に基づき0.3 µg/kg 体重/日の耐容一日摂取量（TDI）を設定した。

*ポイント： JECFAでは第72回評価において暫定最大耐容一日摂取量（PMTDI）を0.01 mg/kg bw/dayとしました。JECFAもEFSAも健康的な成人での甲状腺ヨウ素摂取り込み抑制に基づいていますが、JECFAではBMDL₅₀（0.11 mg/kg bw/day）に不確実係数10を、EFSAではBMDL₅（0.0012 mg/kg bw/day）に不確実係数4を適用しています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. ファクトシート更新：ラドンと健康

[【EC】](#)

1. DEHP の予備的意見にパブリックコメント募集
2. 食品獣医局（FVO）査察報告書：中国、オランダ
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 「食品中アクリルアミド」についての意見募集の結果に関する会合
2. 食品中の、特に野菜と果実の過塩素酸塩の存在に関連した公衆衛生リスクについての科学的意見
3. 職業上の農薬暴露：調査、評価、予防の挑戦
4. 食品と接触する物質関連
5. 香料グループ評価

[【FSA】](#)

1. FSA は 2014 年 11 月 24～25 日の政府化学者会議に参加
2. INTAKE24：スコットランドのオンライン 24 時間食事思い出システムの開発
3. 新しい「食品とあなた」調査の知見発表
4. Jumbo UK Ltd 社は Nigeria Taste Brown Beans をリン化アルミニウム汚染リスクのためリコール

[【HSE】](#)

1. 最新モニタリング結果

[【NHS】](#)

1. エネルギードリンクに警告

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. オンライン対話フォーラム：アルミニウムについて消費者は BfR に尋ねる

[【RIVM】](#)

1. 持続可能な消費者行動：政府の役割を探る、介入、介入データベース

[【ANSES】](#)

1. ニュートリビジランス、消費者の安全性に向けた計画

[【FDA】](#)

1. 食品と食品成分の安全性についての毒性学的課題に関する FDA-SOT 会議
2. FDA は食品安全近代化法提案規則追加通知公聴会を開催
3. 警告文書
4. 消費者向け情報：あるべきではない食物アレルギーを見つける
5. FDA はシーフード製品の適切な表示のためのオンライン学習モジュールを開発
6. 消費者向け情報：医薬品とダイエタリーサプリメントの併用は健康を危険にさらす可能性がある

[【EPA】](#)

1. EPA は 2, 4-D 及びグリホサートを含む除草剤 Enlist Duo の最終決定を発表/リスク評価は乳幼児を含むヒト健康保護を確保
2. EPA はネオニコチノイド種子処理が米国大豆生産にはほとんどあるいは全く利益がないことを発見
3. EPA は農薬ドリフトを減らし人々や野生動物、環境を守るための自主的な星印格付け計画を開始/ 星印が多いとスプレードリフトを減らす可能性が高い
4. EPA は飲料水中のストロンチウムを規制する予備的決定を行う
5. EPA は 72 物質を農薬の不活性成分認可リストから削除することを提案

[【FTC】](#)

1. FTC の要請により裁判所はサプリメントメーカーによる詐欺的宣伝及び消費者の口座からの違法な引き落としを停止

【FSANZ】

1. 食物繊維強調表示規定の移行期間延長提案に情報募集
2. 食品基準通知
3. リコール情報：Manjilas タピオカチップススパイシー

【APVMA】

1. フェンチオンレビュー

【香港政府ニュース】

1. 地溝油関連記事
2. 牛肉に違法保存料が発見される

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 説明資料（「基準値 89 倍 “農薬バナナ” 大型マートで販売」記事に関連）
3. 説明資料（SBS「子ども用歯磨き粉に発がん疑い物質」報道関連）
4. 勃起不全治療薬の類似物質が検出された食品の回収措置
5. 食品の放射能安全管理「民間の専門家委員会」開催の結果

【HSA】

1. HSA は表示に記載のない化学成分を含む違法製品「AMACE for him」について警告

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(EurekAlert) 中国生産物の異物混入事件が社会的信頼を損なう
- ・(EurekAlert) がん患者は医師にダイエタリーサプリメントの使用について話すのをためらうべきではない
- ・(EurekAlert) セリアック病患者向けの一部のコメベースの食品には相当量のヒ素が含まれる

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. ファクトシート更新

ラドンと健康

Radon and health

Updated October 2014

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs291/en/>

- ・ラドンは天然の放射性ガスで自宅や労働環境に存在する。
- ・ラドンは喫煙の次に重要な肺がんの原因である。
- ・ラドンはその国の平均ラドン濃度により肺がんの 3~14%の原因と推定されている。
- ・ラドンは喫煙者に肺がんを誘発しやすく、非喫煙者では肺がんの主要原因である。
- ・自宅のラドン濃度が低いと肺がんの発症率は低く、それより少なければリスクがないと考えられる閾値は知られていない。

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. DEHP の予備的意見にパブリックコメント募集

Public Consultation on the preliminary opinion on DEHP

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/sce_nihr_consultation_25_en.htm

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) を可塑剤に使用したポリ塩化ビニル (PVC) あるいは他の可塑剤を含む医療機器の、新生児やその他リスクの可能性のある集団に対する安全性についての予備的意見に 2014 年 11 月 30 日まで意見を募集する。

一般人にとっては食品が主な暴露源で暴露量の中央値は 2~5 $\mu\text{g}/\text{kgbw}/\text{d}$ で 95 パーセンタイルは 6~17 $\mu\text{g}/\text{kg bw}/\text{d}$ と推定されている。

医療器具からの暴露はもっと多いと推定されるが、暴露量は装置の種類や治療期間により大きく異なる。外傷患者で膜型人工肺 (ECMO) 使用時には約 8~10 $\text{mg}/\text{kg bw}/\text{d}$ に達し、慢性暴露では血液透析が最も多く 2,200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{d}$ と報告されている。新生児集中治療室で複数の治療を受けている新生児は体重当たりの暴露量はさらに多く、6,000 $\mu\text{g}/\text{kg bw}/\text{d}$ と推定される。

DEHP のヒトでの代謝はラットとは異なる。EFSA は耐容一日摂取量 (TDI) 50 $\mu\text{g}/\text{kg bw}/\text{d}$ を設定しているが、TDI は生涯にわたる継続的暴露のための指標である。一方、医療機器は透析患者を除いて一時的あるいは短期的である。医療機器からの DEHP 暴露は一部の集団で TDI を超過し、TDI の 40 倍以上になる。安全性マージンは小さい。また齧歯類における NOAEL が約 30 $\text{mg}/\text{kg}/\text{day}$ での腎毒性を根拠にしたものであることから、透析患者にとっては特に問題となる。NICU の未熟児については生殖毒性の NOAEL (4.8 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$) と同程度の暴露になり安全性マージンはない。

医療機器の利益を考慮すべきで、代用品を検討する場合には治療の効率を考えるべきである。

2. 食品獣医局 (FVO) 査察報告書

● 中国—中国の認可管理団体が適用したオーガニック製品の基準及び管理方法

CN China - organic production standards and control measures applied by a recognised Control Body in China

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6951

2013 年 10 月 9~21 日に中国で実施された査察。中国での査察は 2013 年 12 月 2~3 日に実施された管理団体本部での机上査察で補完された。EU と同様にオーガニック製品基準と管理システムは効果的に適用されているが、使用基準が完全に文書化されていないなど、いくつかの欠点がある。

- 中国—中国の認可管理団体が適用したオーガニック製品の基準及び管理方法

CN China - organic production standards and control measures applied by a recognised Control Body in China

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6952

2013年10月10～23日に中国で実施された査察。一般的に、EUでも適用可能なほど有効で同等な方法でオーガニック製品規則及び管理措置を行っている。しかし、いくつか欠点がある。分析を任された認定検査施設では、中国で一般的に使用されているがオーガニック製品には禁止された農薬をカバーしていない。また管理団体は、残留農薬に関連したリスクへの取り組みをこれまで行っていなかった。

- オランダ—水産物

NL Netherlands - Fishery products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7140

2014年3月4～13日にオランダで実施された、水産物の公的管理を評価する査察。EUの要請と法に基づいた管理システムがあり、水産物生産チェーン全体を覆う一貫した方法で適切に実行されている。だが、漁船の査察、多環芳香族炭化水素や添加物、飲料水、ヒスタミンの公的サンプリング、HACCP原則の適用について文書化されていないことで、管理システムに欠点が生じている。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2014年第42週～第43週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

チェコ共和国産チョコレート&バニラデザートの過酸化水素高含有(> 25 mg/l)、ポルトガル産チルドウマ屠体の未承認ジクラズリル(77.8 µg/kg)、インドネシア産缶入り大豆油漬イワシのヒスタミン(<20～266 mg/kg)、ベルギー産生鮮エンダイブのクロロタロニル(0.16; 0.024 mg/kg)及びジメトエート(0.059; 0.11 mg/kg)、中国産ハート形の抜き型からの鉛の溶出(4.4 mg/kg)、フランス産食品サプリメントのヒ素(43 mg/kg)、スペイン産冷凍全形パタゴニアのイカのカドミウム(1.15 mg/kg)、イタリア産全エンマー小麦パスタのオクラトキシ

ン A (14 µg/kg)、スペイン産冷凍メカジキの水銀(1.1 mg/kg ; 2.06 mg/kg)、イタリア産オリーブオイル入りアンチョビのヒスタミン(393; 415 mg/kg)、カンボジア産オオバコエンドロのクロルピリホス(8,6 mg/kg)及び未承認物質ヘキサコナゾール(0,60 mg/kg)、産地不明茶色豆の化学汚染物質 (リン化アルミニウム) リスク、フランス経由トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 7.5 µg/kg)、ドイツ産キジと鹿肉のパテの鉛(0.18 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

エクアドル産生鮮メカジキの水銀(1.24 mg/kg)、セルビア産生鮮野生シーザーキノコ (*Amanita caesarea*) に毒キノコ (*Amanita phalloides*) 混入、スペイン及びフランス経由ニカラグア産チルド調理済みエビの亜硫酸塩高含有(120 mg/kg)、中国産コーヒーミルの金属はがれ、中国産カボチャの種のオクラトキシン A (31 µg/kg)、インド産冷凍イカのカドミウム(2.32 mg/kg)、ケニア産ルッコラサラダのピフェントリン(11 mg/kg)、インド産チルドマグロのヒスタミン(9~1477 mg/kg)、ギリシャ経由アルゼンチン産レモンのイマザリル(6.9 mg/kg)、インドネシア産冷凍メカジキの水銀(1.338 mg/kg)、タイ産白菜のアミトラズ(0.43 mg/kg)、ベルギー産雛鳥用調整粉の銅高含有(3960 mg/kg)、オランダ産チルドカニのダイオキシン及びダイオキシン様 PCB (合計= 11.175 pg WHO TEQ/g)、中国産カラーナイフからの高濃度の総溶出(19.2 mg/dm²)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

イタリア経由タイ産缶入りペットフードのヒスタミン(1159 mg/kg)、ハンガリー産飼料用ヒマワリ脂肪酸の非ダイオキシン用 PCB (120; 51 µg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ベトナム産冷凍カイヤンフィレの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (>10 µg/kg)、ベトナム産冷凍ナマズのセミカルバジド(SEM) (3.5 µg/kg)、中国産台所用品からのホルムアルデヒドの溶出(> 15 mg/kg)、カンボジア産生鮮セロリのカルベンダジム(0.25 mg/kg)・未承認物質ヘキサコナゾール(0.81 mg/kg)及びイソプロチオラン(0.056 mg/kg)、アフガニスタン産アーモンドのアフラトキシン(B1=66.9; Tot.=73.3 µg/kg)、コートジボアール産飼料用未承認遺伝子組換え綿実(MON 15985>LMRR)、ロシア産ウオッカの未承認コハク酸 (E363)、中国産グリン皿からのマンガンの溶出(0.2 mg/kg)、イラン産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=76.7; Tot.=87.0 / B1=34.7; Tot.=37.8 µg/kg)、レバノン産リンゴジュースの未承認亜硫酸塩(26 mg/l)、ベトナム産レッドチリペッパーのメタミドホス(0.45 mg/kg)及びアセフェート(0.03 mg/kg)、ウクライナ産非精製大豆油のベンゾ(a)ピレン(3.11 µg/kg)及び多環芳香族炭化水素(15.7 µg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認物質モリブデンキレート、中国産瓶の栓セットからの高濃度の総溶出(228 mg/kg)、エジプト産乾燥白豆のクロルピリホス(0.05 mg/kg)、ベトナム産冷凍カイヤンの禁止物質ニトロフラン (代謝物質) ニトロフラゾン(SEM) (>10 µg/kg)、オーストラリア産アーモンドのアフラトキシン(B1=17 µg/kg)、インド産冷凍ベビーオクラのモノクロトホス(0.08 mg/kg)及びアセフェート(0.04 mg/kg)、トルコ産ブドウの葉の銅(241 mg/kg ; 69,2 mg/kg)、ベトナム産ドラゴンフルーツのイプロジオン(0,073 mg/kg)・アゾキシストロビン(0,13 mg/kg)・

フィプロニル(0,018 mg/kg 及び未承認物質ヘキサコナゾール(0,022 mg/kg)、米国包装インドネシア産ナツメグ穀粒のアフラトキシン(B1=38.7; Tot.=49.5 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2277 mg/kg)、南アフリカ産オレンジのプロフェノホス(0.04 mg/kg)、トルコ産煎った塩味ピスタチオのアフラトキシン(B1=55 / B1=25 µg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲのジメトエート(0.12 mg/kg)、ケニア産生鮮スナッフエンドウのトリフロキシストロビン(0.050 mg/kg)、中国産プラスチックボウルからのホルムアルデヒドの溶出(129 mg/kg)、中国産冷凍生の殻むきエビの禁止物質クロラムフェニコール(1.4 µg/kg)、中国産メラミン皿からのメラミンの溶出(11.46; 8.87; 10.20; 7.92 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのチオファネート-メチル(0.392 mg/kg)、トルコ発送イラン産ピスタチオのアフラトキシン(合計= 295.8 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 「食品中アクリルアミド」についての意見募集の結果に関する会合

Meeting on the outcome of the public consultation on “Acrylamide in Food”

Brussels , 10 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/141210.htm>

EFSA は、公開制と透明性のポリシーに従って、食品中のアクリルアミドに関する科学的意見案に関する討論会を 2014 年 7 月 1 日に実施した。さらに 9 月 15 日までウェブサイト上で意見募集を行い、約 100 通の意見を受け取った。その結果に関する科学的会合を 12 月 10 日にブリュッセルで行う予定である。参加者は約 80 名をめどに募集する。

2. 食品中の、特に野菜と果実の過塩素酸塩の存在に関連した公衆衛生リスクについての科学的意見

Scientific Opinion on the risks to public health related to the presence of perchlorate in food, in particular fruits and vegetables

EFSA Journal 2014;12(10):3869 [106 pp.]. 17 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3869.htm>

EFSA は、食品、特に野菜及び果実中の過塩素酸塩に関する科学的意見を EC より要請された。過塩素酸塩は、天然由来と人工由来の両方で環境中に放出される汚染物質である。EFSA は、6 加盟国から主に果実、野菜及びそれらの製品 4,731 検体に関する分析結果を入手した。CONTAM パネル (フードチェーンにおける汚染物質に関するパネル) は、慢性暴露及び「短期」暴露の両方の推定を行った。推定には、入手したデータと果実飲料、アルコール飲料、乳、乳児用調製乳及び母乳中の濃度に関する文献データを用いた。CONTAM

パネルは、健康的な成人での甲状腺ヨウ素摂取取り込み抑制に基づき、0.3 µg/kg 体重/日の耐容一日摂取量 (TDI) を設定した。脆弱性グループの中で、潜在的な急性影響が示唆されたのは胎児と乳児であった。CONTAM パネルは、食品及び飲料水中のレベルによる単回急性暴露が、より脆弱なグループも含めてヒトの健康へ有害な影響を与えることはありそうにないとし、過塩素酸塩の急性参照用量の設定は必要ないと結論した。

全体的に、CONTAM パネルは、過塩素酸塩への慢性的な食事由来暴露は、特に軽度～中程度のヨウ素欠乏の若年者のうち摂取量が多い人達では懸念の可能性があるとして結論した。さらに、短期暴露については、ヨウ素の取り込みが少ない母乳保育の乳児と小さな子ども達には懸念の可能性があるとしている。

3. 職業上の農薬暴露：調査、評価、予防の挑戦

Occupational exposure to pesticides: Challenges for research, evaluation and prevention

21 October 2014

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141021.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=feature&utm_campaign=20141022

フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES) 及び EFSA は、農薬への職業上の暴露に関する最新知見の概要を示すために 10 月 28～29 日に共同会議を計画している。その会議には、科学コミュニティの間で最良の方法と知識の共有を促進するとともに農薬暴露評価分野での進展状況を話し合うために、フランス及び各国の研究者と科学者たちが集まる予定である。

農薬への反復暴露とある種の慢性疾患との関連については、信頼性は様々ではあるが、農業分野で暴露した人口集団での様々な疫学研究が行われている。だが、多数の物質への農場労働者の暴露歴のデータ不足により、影響とその暴露についての因果関係を確立することは難しい。

リスク管理者とリスク評価者は、かつては研究計画の財政的支援で、その後現在のリスク評価手順の改善と新手順を開発することにより、この問題に取り組んでいる。

農薬暴露問題に関する科学的技術的発展の概要を示し、将来の評価・予防・保護のための見通しと課題について話しあうために、ANSES と EFSA は、フランスや欧州の垣根を越えて科学者たちが集う会議を共同で計画している。

二日間の会議中の議論は次の話題に焦点を当てる予定である：

- ・農薬の健康影響の理解への疫学の寄与
- ・農薬暴露と評価方法の知識の向上
- ・農薬暴露濃度に関する技術的及び人的要因の重要性

*会議日程 (ANSES の HP)

<https://www.anses.fr/fr/content/expositions-professionnelles-aux-pesticides>

農薬暴露：統一ガイダンスが管理者・作業員・居住者・近傍者の保護を高める

Pesticide Exposure: harmonised guidance increases protection for operators, workers, residents and bystanders

23 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141023.htm>

EFSA の新ガイダンスが主な 4 集団グループ - 管理者・作業員・居住者・近傍者の農薬暴露を算出する統一方法論に初めて着手する。

農薬リスク評価における作業員・労働者・居住者・近傍者の暴露評価に関するガイダンス
Guidance on the assessment of exposure of operators, workers, residents and bystanders in risk assessment for plant protection products

EFSA Journal 2014;12(10):3874 [55 pp.]. 23 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3874.htm>

ガイダンス文書を準備するに当たって特別作業部グループが設立された。ガイダンス内容を反映した暴露計算用スプレッドシートを添付している。

FAQ

FAQ on Guidance on the assessment of pesticide exposure for operators, workers, residents and bystanders

Last updated: 23 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/faqs/fagpesticideexposure.htm>

4. 食品と接触する物質関連

- 食品と接触する物質に使用される N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジニル)イソフタルアミド、CAS No 42774-15-2 の安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety assessment of the substance, N,N'-bis(2,2,6,6-tetramethyl-4-piperidinyl) isophthalamide, CAS No 42774-15-2, for use in food contact materials

EFSA Journal 2014;12(10):3867 [10 pp.]. 16 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3867.htm>

プラスチックの添加物として使用され、食品への移行が 5 mg/kg を越えなければ、消費者にとって安全上の懸念はないと結論した。

- 食品と接触する物質として使用される物質、2,4,8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9-ジエタノール,83,83,89,89-テトラメチル- (CAS No 1455-42-1) の安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety assessment of the substance, 2,4,8,10-tetraoxaspiro[5.5]undecane-3,9-diethanol, 83,83,89,89-tetramethyl-, CAS No

1455-42-1, for use in food contact materials

EFSA Journal 2014;12(10):3863 [8 pp.]. 20 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3863.htm>

ポリエステル製造でモノマーとして使用する場合、その物質自体の溶出が食品あたり 5 mg/kg を越えず、オリゴマーの溶出が 1000 Da より少なく食品あたり 50 µg/kg を越えなければ、消費者への安全上の懸念は生じない。

- **食品と接触する物質として使用される物質、フラン-2,5-ジカルボン酸 (CAS No 3238-40-2) の安全性評価に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety assessment of the substance, furan-2,5-dicarboxylic acid, CAS No 3238-40-2, for use in food contact materials

EFSA Journal 2014;12(10):3866 [8 pp.]. 20 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3866.htm>

ポリエチレンフラン酸ポリマー(PEF)の製造でモノマーとして使用する場合、その物質自体の溶出が食品あたり 5 mg/kg を越えず、オリゴマーの溶出が 1000 Da よりも少なく、食品あたり 50 µg/kg を越えなければ、消費者の安全上の懸念は生じない。

5. 香料グループ評価

- **香料グループ評価 73 改訂 3 (FGE.73Rev3) : EFSA が FGE.12Rev4 (2013)で評価した一級飽和または不飽和脂環式アルコール、アルデヒド、酸、エステルに構造的に関連する JECFA (第 59 回及び第 63 回会合)で評価された脂環式アルコール、アルデヒド、酸及び関連エステル**

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 73, Revision 3 (FGE.73Rev3): Consideration of alicyclic alcohols, aldehydes, acids and related esters evaluated by JECFA (59th and 63rd meeting) structurally related to primary saturated or unsaturated alicyclic alcohols, aldehydes, acids and esters evaluated by EFSA in FGE.12Rev4 (2013)

EFSA Journal 2014;12(10):3862 [33 pp.]. 15 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3862.htm>

この改訂は FGE.213Rev1 で遺伝毒性の懸念が明らかになった β-イオニル アセテートが追加されたことによる。全 19 物質は MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチにより推定摂取量では安全上の懸念とはならない。

- **香料グループ評価 9 改訂 5 (FGE.09Rev5) : 化学グループ 8 と 30 の第二脂環式アルコールを含む第二脂環式飽和及び不飽和アルコール・ケトン・及びエステルと、化学グループ 25 のフェノール誘導体エステル**

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 9, Revision 5 (FGE.09Rev5):

Secondary alicyclic saturated and unsaturated alcohols, ketones and esters containing secondary alicyclic alcohols from chemical group 8 and 30, and an ester of a phenol derivative from chemical group 25

EFSA Journal 2014;12(10):3865 [78 pp.]. 17 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3865.htm>

香料 21 物質を評価するよう依頼された。この改訂には 1 つの追加化合物[FL-no: 07.109]. の評価を含む。どの物質にも遺伝毒性はない。21 物質は、MSDI アプローチにより食事摂取レベルでは安全上の懸念は生じないと結論した。

- 香料グループ評価 87 改訂 2 (FGE.87 Rev2) EFSA が FGE.47 Rev1 (2008)で評価した二環式二級アルコール、ケトン及び関連エステルと構造的に関連する、JECFA(63 回会合)で評価された二環式二級アルコール、ケトン及び関連エステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 87, Revision 2 (FGE.87Rev2): Consideration of bicyclic secondary alcohols, ketones and related esters evaluated by JECFA (63rd meeting) structurally related to bicyclic secondary alcohols, ketones and related esters evaluated by EFSA in FGE.47Rev1 (2008)

EFSA Journal 2014;12(10):3864 [41 pp.]. 20 October 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3864.htm>

遺伝毒性の懸念が明らかになった 2 つの追加物質が含まれたことによる改訂。18 物質については「香料物質として摂取する推定量では安全上の懸念はない」とする JECFA の結論に同意した。1 物質[FL-no: 07.136]については欧州用の生産量が用意できず、最終評価はできなかった。安全性評価のほかに商業用のために規格も考慮したところ、情報は十分である。

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA は 2014 年 11 月 24～25 日の政府化学者会議に参加

FSA at the Government Chemist Conference: 24-25 November 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13138/fsa-at-the-government-chemist-conference-24-25-november-2014>

政府の食品偽装についての会議で、FSA は新しい規制がアレルギー表示に与える影響について講義を行う。

英国の政府化学者会議は 1842 年に開始した。その役割は、主に食品や飼料部門の科学的論争を解決し、規制機関や産業に助言を行い、研究を実施することである。政府化学者会議は 2 年ごとに開催されている。

2. INTAKE24 : スコットランドのオンライン 24 時間食事思い出システムの開発

INTAKE24: development of online 24-hour dietary recall system in Scotland

10 October 2014

<http://www.food.gov.uk/scotland/news-updates/news/2014/13135/intake24>

スコットランドにおいて、11~24 才のしっかりした食事データを得るためのオンラインツール「INTAKE24」を開発した。このツールは、参加者が直感で取り組み易く、短時間（平均 15 分以内）で簡単に利用できるようデザインされている。現在、このツールの実地試験の入札を行っている。2014 年 11 月 3 日まで。

3. 新しい「食品とあなた」調査の知見発表

New Food and You survey findings published

21 October 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13159/new-food-and-you-survey-findings-published>

2 年に 1 回実施している「食品とあなた」調査の 2014 年版の結果発表。この調査は、食品安全問題に関連する行動、考え方、知識などの情報を集めるためのものである。調査は 3 回目、英国全土の 16 才以上の 3,453 人を対象とし、2014 年 3~8 月に実施した。

今回の調査結果では、成人の 51%が生肉の保存について FSA ガイドラインに従っているが残りの人達では交差汚染の可能性があること、食品衛生ランキング計画の認知度が高まったこと、食物アレルギーがあると報告した人は全体の 4%で、そのうち医師に相談した人が 66%、アレルギーと診断されたヒトは 40%であることなどの知見が得られた。

*The 'Food and You' survey

<http://www.food.gov.uk/science/research-reports/ssresearch/foodandyou>

(報告書以外にエクセルでデータが提供され、データを解析してその結果を FSA に教えて欲しいと記されている。)

4. Jumbo UK Ltd 社は Nigeria Taste Brown Beans をリン化アルミニウム汚染リスクのためリコール

Jumbo UK Ltd recalls its Nigeria Taste Brown Beans due to the risk of contamination with aluminium phosphide

16 October 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13147/jumbo-uk-ltd-recalls-nigeria-taste-brown-beans>

この乾燥豆は、燻蒸剤として使われたリン化アルミニウムの袋に入れられて輸送された。豆の直接の汚染は確認されていないが、予防のため販売企業がリコールしている。

-
- 英国健康安全局 (HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. 最新モニタリング結果

Latest Rolling Results

Latest published 23 October 2014

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/Latest+results+and+reports/latest-rolling-results>

2014年9月にサンプリングした鞘付き豆、ブドウ、乳、オクラ及びジャガイモに関する残留農薬検査の結果。インド産鞘付き豆 1 検体から最大残留基準 (MRL=0.02 mg/kg) を超える 0.03 mg/kg のジメトエートが検出されたが、リスク評価では健康影響はなかった。他の食品では残留は検出されなかった。

-
- 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. エネルギードリンクに警告

Warnings issued over energy drinks

Wednesday October 15 2014

<http://www.nhs.uk/news/2014/10October/Pages/Warnings-issued-over-energy-drink-risk.s.aspx>

Guardian が「“エネルギードリンクは公衆衛生上の問題となりうる” と WHO の研究が述べている」と報道した。新しいレビューがこれらの飲料の、特にアルコールと混合した場合の、有害影響の可能性について議論している。Red Bull や Monster のようなエネルギードリンクは興奮剤であるカフェインを多く含み、過去 20 年で特に若者の間に人気となり、多くの酒場でアルコールと混ぜて提供されている。Guardian が報道したのは WHO による新しいレビューで、一般および科学者集団からの懸念を受けてエネルギードリンクの健康リスクと政策をレビューした。研究者らは WHO の所属であるが、この結論が WHO の政策表明ではないことに注意する必要がある。彼らの結論は「エネルギードリンクに関連する健康リスクは主にそのカフェイン含量に関連するが、成分の長期影響についてはさらなる研究が必要である。エネルギードリンクとアルコールを混ぜて飲むことによる有害影響の根拠は増えている。若者の飲み過ぎ問題にはほとんど対策がなされておらず、将来公衆衛生上の問題となる可能性がある」というものである。

- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

- ASA Adjudication on ASDA Stores Ltd

15 October 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/10/ASDA-Stores-Ltd/SHP_ADJ_263404.aspx#.VECcDKTlpaQ

ASDA のベビー&幼児クラブの会員に送られた SMA 幼児用ミルクの電子メールでの宣伝「SMA ミルクであなたのお子さんに重要な栄養素を」のなかで、「牛乳は重要な栄養成分を多く含むが鉄とビタミン D が足りない、だから強化した SMA ミルクを」と主張している。これに対し Baby Milk Action (母乳推進団体) から苦情の申し立てがあった。SMA ミルクの製造販売業者であるネスレが ASDA と一緒に回答している。EU の広告規制では、鉄とビタミン D については比較強調表示が認められていないため違法である。また比較する場合には同じカテゴリーの製品でなければならないが、「牛乳」は幼児用ミルクカテゴリーの一部ではあるが代表するものではない。他の幼児用ミルクと比較しないと「多い」「少ない」のような比較強調表示はできない。さらに牛乳は鉄やビタミン D の主な摂取源ではなく、これらは他の食事から摂るもので、SMA ミルクを摂らないと摂れないようなものではない。英国 NHS の見解では幼児にフォローアップミルクは必須ではない。従って、この宣伝は基準違反である。

- ASA Adjudication on GlaxoSmithKline UK Ltd

22 October 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/10/GlaxoSmithKline-UK-Ltd/SHP_ADJ_262008.aspx#.VE8o5aTlpaQ

MaxiNutrition プロテインのテレビ宣伝について。「MaxiNutrition は筋肉が回復するのに必要なタンパク質を供給することに役立ち、あなたをより強く、より良いパフォーマンスにするのに役立つ」「MaxiNutrition タンパク質は筋肉の回復に役立つ」は、EU で登録が必要な強調表示なのではないかという苦情が申し立てられた。これに対し、GlaxoSmithKline はどちらも EFSA が評価して EU が認可した健康強調表示であると主張した。しかし、EU の認可した強調表示は「タンパク質は筋量の成長に寄与する」「タンパク質は筋量の維持に寄与する」である。ASA は、MaxiNutrition 製品の中にはタンパク質含量が強調表示の基準に満たない製品があるのに、宣伝ではどれについての主張かがわからないこと、EU 強調表示認可リストには宣伝している「あなたをより強く、より良いパフォーマンスにする」「タンパク質が筋肉の回復に役立つ」というものはない、等の理由で違

反と認定した。EU 規制では言葉にある程度の柔軟性は認めているが、消費者にとって同じ意味でなければならない。画像を合わせた宣伝の全体的印象はメリットの誇大広告である。

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. オンライン対話フォーラム：アルミニウムについて消費者は BfR に尋ねる

Online dialogue forum: consumers ask the BfR about aluminium

16.10.2014

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2014/27/online_dialogue_forum_consumers_ask_the_bfr_about_aluminium-191858.html

「日常生活のアルミニウム：健康リスクは？」と題された BfR の第 5 回オンライン対話フォーラムが開始された。2014 年 10 月 27 日まで、消費者は BfR のホームページ上でこの話題に関する質問を提出することができる。BfR は最も人気の高い 3 つの質問にビデオメッセージの形で答えることにしている。長官である Andreas Hensel 博士は、「多くの人が食品と製品中のアルミニウムが健康問題をもたらすかどうか、私達に尋ねている。このため、誰もが同じように我々の回答から利益を受けることができるように、私たちはオンライン対話フォーラムでこの問題を扱う。」と述べている。対話フォーラムは 2011 年から BfR のホームページに不可欠なものとなっている。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 持続可能な消費者行動：政府の役割を探る、介入、介入データベース

Sustainable consumer behaviour : Exploring the role of the government, interventions, and the Interventions Database

2014-10-17

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2014/oktober/Sustainable_consumer_behaviour_Exploring_the_role_of_the_government_interventions_and_the_Interventions_Database

オランダインフラ環境省は、消費者に対し、より環境に優しい(持続可能な)行動をして欲しいと考えている。そこで RIVM に行動変化を促進する対策があるかどうか解析するよう依頼した。RIVM は、持続可能な食生活を促進するための介入データベースを作成した。報告書、データベース (<http://www.loketgezondleven.nl/>) とともにオランダ語で公開し

ている。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ニュートリビジランス、消費者の安全性に向けた計画

Nutrivigilance, a scheme devoted to consumer safety

07/10/2014

<https://www.anses.fr/en/content/nutrivigilance-scheme-devoted-consumer-safety>

エネルギードリンクのような特定の特殊食品や食品サプリメントの摂取と販売は絶え間なく進歩している。そして、特にインターネットなど流通経路は多様化している。消費者はこれらの新製品を危険ではないとみなしているが、状況によっては消費者を危険にさらしかねない。このため、ANSES は 2010 年以降、これらの食品摂取の有害影響を同定することを目的としたニュートリビジランスを行っている。ニュートリビジランス計画は消費者の安全性に貢献している。その業績の一つは、エネルギードリンク、紅麹由来食品サプリメント、*p*-シネフリンを含む多数の異なる製品についての勧告を出したことである。本日、3 年以上が経過し、ANSES はニュートリビジランス計画の予備的な概要を提供し、その成功のためには医師に必須の役割があることを再確認する。

直近 20~30 年間に、食品サプリメント、強化食品及び飲料 (エネルギードリンクなど) を含む革新的で新しい技術や成分、形式によって特徴づけられた新製品など、入手可能な食品の範囲は大きく広がっている。特に食品サプリメント市場は、2013 年には 13 億ユーロ以上の売上高で飛躍的に成長している。さらに、流通経路が多様化し、消費者の習慣が変わり、製品はますます技術に基づくようになってきている。食品の安全性は高水準で規制され監視されているが、消費者がしばしば安全であると認識しているこれらの新製品は状況により消費者をリスクにさらすことがあり、それを ANSES は特定する必要がある。これが ANSES のニュートリビジランス計画の目標であり、消費者の健康を守るために健康当局が掲げたモニタリング計画の必須部分である。

食品サプリメント：事故報告の一次資料

フランスでは、ANSES が実施した INCA 2 調査によると、成人の 5 人に 1 人と子どもの 10 人に 1 人が、食品サプリメントか医薬品のビタミンやミネラルを少なくとも時々摂っている。さらにこのうち、成人の 23%と子どもの 12%は一年中または一年の大部分これらの製品を摂取している。

ANSES のニュートリビジランス計画の開始から 1,500 件を超える有害影響報告を受け取っている。これらのうち 76%は食品サプリメントの摂取によるもので、24%は強化食品や

特別用途食品による。食品サプリメントに関しては、有効な申告の 3 分の 1 以上は体重減少、髪健康、コレステロールを低下させる製品を含む食品サプリメントについてである。さらに、主な有害影響は、肝臓、消化器官、アレルギーに関して報告された。

事故報告が ANSES の作業の中心

受け取った報告の分析は、食品サプリメント（ルテイン、ゼアキサンチン、*p*-シネフリン、紅麹など）中のある物質を消費することによるリスクについて、多数の健康リスク評価を行う内部要請を出させる結果となった。ANSES は他の種類の製品も研究し、特に 1 歳児以下の乳児に与える母乳やミルク以外の飲料品や、いわゆる「エネルギードリンク」に関連したリスクを評価している。

更に、ANSES は現在、特に妊婦とアスリートのために作られる食品サプリメントのリスク評価を実施している。この評価の結果は 2015 年の上半期に発表される予定になっている。

医療従事者、この計画の重要な参加者

3 年間の実施を経て、ANSES は本日、ニュートリビジランス計画の有効性が、報告されたデータの豊富さと正確さによることを強調したい。この計画が活発で有効なことを維持するためには、医療従事者の関与は極めて重要だということを再確認したい。

そこで我々は医療従事者に関与を続けるよう求め、食品サプリメントや他の特定食品の使用について診察中に患者に尋ねることを推奨する。継続して気を配り、現在調査中の妊婦とアスリート用の食品サプリメントの 2 件については特に、観察した全ての有害影響を報告するよう奨励した。

最後に ANSES は、食品サプリメントは危険がないわけではないと消費者に気づいて欲しいと願っている。それらはバランスのとれた多様な食事の代わりとして利用するべきでなく、利用するときにはいつも医療従事者の助言を求めるべきである。表示の使用説明書を厳格に守ることを勧める。「奇跡の」薬として宣伝された製品、あるいは特にインターネットなどの代替経路で販売されるものの取り扱いには厳重に注意するべきである。

*ニュートリビジランス国家計画

<https://www.anses.fr/en/content/national-nutrivigilance-scheme>

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. 食品と食品成分の安全性についての毒性学的課題に関する FDA-SOT 会議

FDA-SOT Colloquia on Emerging Toxicological Science Challenges in Food and Ingredient Safety

October 17, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm419095.htm>

FDA は SOT（毒性学会）の協力を得て質の高い、最先端の、将来を見据えた毒性学につ

いての 4 つの半日トレーニングセッションを行う。このセッションは FDA の CFSAN (Center for Food Safety and Applied Nutrition) 従業員の仕事のしっかりした土台となるであろう。このセッションは一般にも公開され世界を主導する毒性学者と出会う機会を提供する。毒性に関する規制上の問題を議論したり、助言したりするためのものではない。

4 つのセッションは以下のテーマで行う：食品成分安全性評価のためのヒト臨床および観察データの評価の複雑性、事例研究として部分水素添加油、毒性試験と ADME/PK コンピュータモデル、毒性学的エンドポイントについての特定のトピックス、リスク評価とリスク管理。

参加には事前登録が必要であり、無料だが席は限られる。ライブウェブキャストあり。

<https://www.toxicology.org/ai/meet/fda/fdacolloquia110714.asp>

2. FDA は食品安全近代化法提案規則追加通知公聴会を開催

FDA to Hold Food Safety Modernization Act Supplemental Notices of Proposed Rulemaking Public Meeting

October 22, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm418931.htm>

FDA は 11 月 13 日、食品安全近代化法を実行するために 2013 年に提案された 4 つの規則について議論する公聴会を開催する。

3. 警告文書

- Minerva Dairy Inc 10/9/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418768.htm>

「ギリシャヨーグルトバター」の「脂肪が少ない」「健康的」という栄養強調表示が法に定める基準を満たしていない。「脂肪が少ない」という文言は、参照対象商品より少なくとも 25%以上少ない場合に使えるが、この商品はそれが 15%のみである。「飽和脂肪が少ない」という表示は通常一回食あたり 1 g 未満の飽和脂肪を含む場合にしか使用できない、ヨーグルトパウダーを入れた製品は「バター」の定義にあわない、など多数が違反に該当する。

さらに「rBST (組換え牛ソマトトロピン) フリークリーム」という文言には「rbST 処理された乳牛と処理されていない乳牛由来の乳には意味のある差はないことがわかっている」という文言を加えることが要請されているが、その記載がないことも指摘対象である。

- YoungYou International Inc 10/7/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418717.htm>

Slimbyonicx 減量錠剤の商品説明文「コレステロールを下げる」などが未承認新規医薬品に該当する。またサプリメント CGMP 違反多数。他の商品は、Megaslim Herbal Appetite Management、E-Z Weight Loss Pills である。

- Bethel Nutritional Consulting, Inc 10/9/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418714.htm>

「15 日間デトックスダイエット」のアテローム性動脈硬化予防やアルファリポ酸カプセルのアルツハイマー予防などの各種疾患治療・予防宣伝が未承認新規医薬品に該当する。

- Mills Dairy Farm LLC 10/10/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418776.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品フロルフェニコール。

- Rex L. Jessee 10/9/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418712.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品スルファメタジン。

- Stoney Hill Farms 9/30/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm418733.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品ジヒドロストレプトマイシン。

4. 消費者向け情報

あるべきではない食物アレルギーを見つける

Finding Food Allergens Where They Shouldn't Be

October 23, 2014

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm416577.htm>

もしあなたが食品成分にアレルギーがあるなら、おそらく製品の表示を探すだろう。しかし一部の表示は信頼性が低い。実際に FDA の食品リコールの最大の原因は、“表示されていないアレルギー”である。FDA はそのようなリコールを減らすために取り組んでいる：表示エラーの原因を調べる、企業と協力して最良の方法を探る、そして新しいアレルギー検査法を開発するなど。連邦法では、米国で販売される食品には主要食物アレルギーを表示することを求めている。これらのアレルギー（乳、卵、魚、甲殻類、木の实、小麦、ピーナッツ、大豆）は、一部のヒトに命に関わる反応を起こしうる。必要なアレルギー情報のない食品は不正商標表示であり、FDA に押収される可能性がある。しかし一般的には企業が自主的に製品をリコールする。

食物アレルギー反応を報告することで協力して欲しい

最初のステップは、この問題についてもっと学ぶことである。FDA のアレルギーコーディネーターの Steven Gendel 博士は、消費者が各地域に設置された FDA の苦情受付（Consumer Complaint Coordinators）に食物アレルギー反応を報告することが役にたつ、と強調した。FDA が知りたいのは、どの食品やどのアレルギーが最も影響があるのか、どうして表示エラーが発生するのか、である。これらについての答えがリコールの数を減らすのに役立つだろう。

リコールされた食品とアレルギー

これらの答えを探して Gendel 博士は FDA の集めたリコールデータを精査し、いくつかの明確な傾向を発見した。2009 年 9 月から 2012 年 9 月の間に FDA に重大な健康リスクとして報告された食品の 1/3 は、非表示のアレルギー関係であった。食品の中でアレルギー関

連リコールが最も多いのはベーカリー製品、スナック、キャンディ、乳製品、ドレッシングの 5 種類である。関与するアレルゲンとしては、乳、小麦、大豆が多い。キャンディのカテゴリーの中では、ダークチョコレート含有製品に含まれた非表示の乳製品が多い。

問題の源

リコールデータによると、そのような表示ミスのもっとも多い原因は間違ったラベルを使用したことであると示されている。これは、成分の異なる製品が、似たような包装で販売される場合に生じる。また製品に直接印字するコンピュータを使った最新技術などでも間違いが生じている。このような技術は、コスト削減になるが、同時に新たなエラーのもとにもなる。データからは、企業の注意でリコールが減らせることが示唆されている。

FDA は新しいアレルゲン検査法を探索している

最も多く使われている検査法は ELISA であるが、これは偽陽性の結果を出す可能性がありバックアップ方法が必要である。また類似アレルゲンを識別する必要もある。質量分析や DNA を用いた方法が開発中である。

5. FDA はシーフード製品の適切な表示のためのオンライン学習モジュールを開発

FDA Develops Online Learning Module to Help Ensure Proper Labeling of Seafood Products

October 24, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm420191.htm>

FDA は、シーフード事業者や小売店、州規制担当者などが適切な表示を確保するのに役立つための学習モジュールをウェブサイト（ビデオ）で提供する。内容は、連邦規制の概要、適切な表示のための特定の法律やガイダンス文書などのリスト、FDA の役割、誤表示を見つけるためのコツ、などである。

*魚および水産物ハザードコントロールガイダンスー第 4 版

Fish and Fishery Products Hazards and Controls Guidance - Fourth Edition

Page Last Updated: 10/26/2014

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/Seafood/ucm2018426.htm>

FDA は、魚及び水産物の加工業者が HACCP を行えるよう支援するためのガイダンス文書を提供している。そのガイダンスに加えて、表示に関する学習モジュールを公表した。

6. 消費者向け情報

医薬品とダイエタリーサプリメントの併用は健康を危険にさらす可能性がある

Mixing Medications and Dietary Supplements Can Endanger Your Health

October 27, 2014

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm420349.htm>

処方薬や OTC 薬を使用している時に、ビタミンやミネラルまたはその他のダイエタリーサプリメントも摂っていませんか？医薬品とダイエタリーサプリメントの併用に危険はないかと考えたことはありますか？

FDA の医務官 Robert Mozersky は、「危険な可能性がある。ダイエタリーサプリメントの中には医薬品の効果を増強するものもあるし逆に減らすものもある。」と述べる。ある種のダイエタリーサプリメントは、医薬品の吸収・代謝・排泄を変えて効力に影響する。そのため、医薬品の過剰摂取や過少摂取になることがある。従って、医薬品とダイエタリーサプリメントの組み合わせが危険な、命に関わる影響をもたらすことがある。例えば HIV/AIDS、心疾患、鬱、臓器移植、避妊ピルなどの薬は、ハーブサプリメントであるセントジョーンズワートを使用すると効果が減る。医薬品によっては重大な影響が出る。さらにワルファリン、イチョウ葉、アスピリン、ビタミン E は全て血液凝固を抑制し、これらを同時に摂ると内出血や脳卒中になる可能性が増える。

ダイエタリーサプリメントは広く使用され、2005-2008 NHANES (National Health and Nutrition Examination Survey) では 34%の人が処方薬と一緒に何らかのダイエタリーサプリメントを使用していた。多くの人が必須栄養素を確実に摂るためにサプリメントを使用しているが、ダイエタリーサプリメントは健康的な食生活を構成する多様な食品を食べることの代わりに使うべきではない。

一部の消費者はいわゆる「ナチュラル」製品には害はないと信じているが、Mozersky は合意できない。ナチュラルは必ずしも安全を意味しない。多くの減量用サプリメントは「オールナチュラル」や「ハーブ」と宣伝しているが、その成分は医薬品と相互作用したり危険だったりする。特に子どもは併用で危害を受ける可能性がある。また手術を予定しているのであれば、ダイエタリーサプリメントが手術に必要な薬と有害な相互作用する可能性に注意すべきである。妊娠中や授乳中はどんなダイエタリーサプリメントについても医療従事者に相談した方が良い。

FDA の役割

FDA はダイエタリーサプリメント企業を監視してはいるが、販売前の安全性確認は事業者の責任である。FDA はダイエタリーサプリメントの有効性をレビューしていない。新規成分を含むダイエタリーサプリメントについては、事業者は FDA に当該成分の安全性のデータを提出しなければならないが、有効性についてはではない。FDA は、安全でない、異物の混入、不正表示、又は疾患の診断・緩和・治療・予防などの不適切な宣伝をしている製品については対応する。

注意すること

基本は、どのようなダイエタリーサプリメントであっても、使用前に医師に相談すること。

- 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA は 2, 4-D 及びグリホサートを含む除草剤 Enlist Duo の最終決定を公表/リスク評価は乳幼児を含むヒト健康保護を確保

EPA Announces Final Decision to Register Enlist Duo, Herbicide Containing 2, 4-D and Glyphosate/Risk assessment ensures protection of human health, including infants, children

10/15/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/72fde554930f3f6985257d7200591180!OpenDocument>

EPA は、初めて耐性雑草管理のためという制限付きで除草剤 Enlist Duo を登録した。この農薬は、2, 4-D 及びグリホサートに耐性のある遺伝子組換えトウモロコシと大豆の雑草管理に使われる。EPA の決定は膨大な科学と、農薬のヒトや環境へのリスクの理解を反映している。

除草剤 2, 4-D とグリホサートは世界で最もよく使われており、カナダ、メキシコ、日本、EU26 ヶ国などが多様な作物や芝生に使用を認めている。昨年カナダが EPA に先駆けて Enlist Duo を同様の使用目的で認可している。

EPA の科学者は極めて保守的にヒトや環境リスクを見積もり、この農薬の認可条件での使用が一般の人々、農業労働者、非標的種などに保護的であることを確認している。

認可された除草剤は 2, 4-D の塩化物で他の化学型よりドリフトしにくい。EPA はドリフト防止のために、さらに、30 フィート（9.1 m）の緩衝地帯を設け、風速 15 m/h 以上の時は使用しない、地上散布のみなどの制限を設けた。

2. EPA はネオニコチノイド種子処理が米国の大豆生産にはほとんどあるいは全く利益がないことを発見

EPA Finds Neonicotinoid Seed Treatments of Little or No Benefit to U.S. Soybean Production

10/16/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/596e17d7cac720848525781f0043629e/aa78c4812c2c7a5785257d7300721da0!OpenDocument>

EPA は大豆の害虫コントロールのためのネオニコチノイド種子処理の利益についての解析結果を発表した。この解析では、種子に全く害虫対策をしない場合に比べてネオニコチノイド種子処理は収量をほとんどあるいは全く増やしないと結論した。報告書は以下からダウンロード可能である。

*ネオニコチノイド種子処理の大豆生産への利益

Benefits of Neonicotinoid Seed Treatments to Soybean Production

<http://www2.epa.gov/pollinator-protection/benefits-neonicotinoid-seed-treatments-so>

[ybean-production](#)

3. EPA は農薬ドリフトを減らし人々や野生動物、環境を守るための自主的な星印格付け計画を開始/ 星印が多いとスプレードリフトを減らす可能性が高い

EPA Launches a Voluntary Star-Rating Program to Reduce Pesticide Drift and Protect People, Wildlife and the Environment /More stars equals greater potential for reducing spray drift

10/21/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/7f55633c82cd009285257d78005b932e!opendocument>

農薬散布時のドリフトを減らす技術（DRT：ノズル、スプレーシールド、ドリフトを減らす化合物など）について星印を4つまで付与する。

* 農薬のドリフト低減

Reducing Pesticide Drift

<http://www2.epa.gov/reducing-pesticide-drift>

4. EPA は飲料水中のストロンチウムを規制する予備的決定を行う

EPA Makes Preliminary Determination to Regulate Strontium in Drinking Water

10/20/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/327f339e63facb5a85257d77005f4bf9!opendocument>

ストロンチウムはカルシウムを十分に摂っていないヒトの骨の強度に影響する。ストロンチウムを規制する決定は予備的なもので、60日間のパブリックコメント募集を経て最終決定する。最終決定後規制案を作るためのプロセスを開始し、最終規制は2015年に発表する。詳細については以下を参照。

* 汚染物質候補リスト3

Contaminant Candidate List 3 - CCL 3

<http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/ccl3.cfm>

The Safe Drinking Water Actでは、5年毎に、EPAがこれまで規制対象となっていない汚染物質の候補リストを作成し、そのうち5物質について規制に関する決定を行うことを要請している。今回は、ストロンチウムと同時に、ジメトエート、1,3-ジニトロベンゼン、テルブホス、テルブホススルホンについては規制しないことを決定している。

5. EPA は72物質を農薬の不活性成分認可リストから削除することを提案

EPA Proposes to Remove 72 Chemicals from Approved Pesticide Inert Ingredient List

10/23/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/339755>

[4fa65588d685257d7a0061a300!OpenDocument](#)

EPA は、農薬の不活性成分認可リストから 72 物質を削除することを提案し、2014 年 11 月 21 日まで意見を募集している。これは、Center for Environmental Health, Beyond Pesticides, Physicians for Social Responsibility などの団体から、農薬に含まれる 371 の不活性成分の開示を求める規則を公表するよう要望があり、それに対応したものである。

* 詳細 : Inert Ingredients Overview and Guidance

<http://www2.epa.gov/pesticide-registration/inert-ingredients-overview-and-guidance>

* 72 物質リスト

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=EPA-HQ-OPP-2014-0558-0002>

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. **FTC** の要請により裁判所はサプリメントメーカーによる詐欺的宣伝及び消費者の口座からの違法な引き落としを停止

At FTC's Request, Court Stops Supplement Marketers From Deceptive Advertising and Illegally Debiting Consumers' Accounts

October 20, 2014

<http://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2014/10/ftcs-request-court-stops-supplement-marketers-deceptive>

グリーンコーヒー抽出物やその他ダイエタリーサプリメントの詐欺的な健康宣伝とともに「無料お試し」を提供していたネバダ州とカリフォルニア州の業者グループに対し、米国地方裁判所が停止命令を出した。Health Formulas 社とその関連会社は、簡単に痩せる、運動しないで脂肪を燃やす、などの詐欺的宣伝で各種ダイエタリーサプリメントを販売した。さらに消費者を騙して許可無くネガティブオプションでクレジットカードに継続して課金（費用 60～210 ドル/月）していた。

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食物繊維強調表示規定の移行期間延長提案に情報募集

Information sought on proposed extended transition period for dietary fibre claim

requirements

23/10/2014

<http://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Information-sought-on-proposed-extension-transition-period-for-dietary-fibre-claim-requirements.aspx>

FSANZ は食物繊維についての栄養含量表示の新しい規定の開始時期を遅らせる提案を発表し、2014年11月20日まで意見を募集する。3年に設定していた移行期間の終了2017年1月を、業界からの要請により2018年1月18日まで1年遅らせる提案である。

2. 食品基準通知

Notification Circular 21-14

23 October 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular21-14.aspx>

新規申請と提案

- ・ビールの食品添加物としてのクエン酸と乳酸
- ・アルコール含有食品のグルテン強調表示

意見募集

- ・食物繊維強調表示規定開始について

3. リコール情報 : Manjilas タピオカチップススパイシー

Manjilas Tapioca Chips Spicy

24/10/2014

<http://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recalls/Pages/Manjilas-Tapioca-Chips-Spicy.aspx>

インディアンスーパーマーケットで販売された当該製品を、高濃度シアン化水素酸のためリコール対象にした。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

*参考 : FSANZ の規制では、Ready-to-eat cassava chips 中の総シアン化水素酸の最大基準値を 10 mg/kg と設定している。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. フェンチオンレビュー

Fenthion Chemical Review - 8. Regulatory decision

Phase completion date: 16 October 2014

<http://apvma.gov.au/node/1141>

フェンチオンのレビューは2部門で実施された。Part 1 は食品生産以外への使用、Part 2 は食品生産（動植物）への使用についてである。

本レビューの目的は、フェンチオンの認可及び登録に関連して、毒性、使用者の健康と安全、残留と食事由来暴露、環境リスクを評価することである。既存データの評価によると、フェンチオン含有製品の使用はヒト健康及び環境にリスクとなる可能性があると結論された。従ってAPVMAは、牛のシラミコントロール製品、フェンチオン1%ダストを除く家庭用製品などの登録取り消し、表示改訂などの規制措置を行うこととした。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 地溝油関連記事

2014年10月15日

- All Taiwan oil banned（全ての台湾産油脂禁止）

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/10/20141015_204645.shtml

政府は台湾産の全ての食用油の輸入を禁止し、製品のリコールを命令した。食品安全センターは、台湾の質の悪い食用油調査を評価した結果、植物油も制限対象にすることにした。

2014年10月22日

- Pork floss found to contain gutter oil（ポークフロスで地溝油の含有を確認）

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/10/20141022_111148.shtml

食品安全センターは消費者にTaiwan Farm Industry社の4種類のポークフロスが質の悪いラードを使用していることが確認されたため、食べないように注意する。流通業者に対しては、供給を中止し、リコールするよう要請した。本件は昨夜に台湾当局から通知された。

2. 牛肉に違法保存料が発見される

Illicit preservative found in beef

October 24, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/10/20141024_184804.shtml

食品安全センターの検査で、生鮮牛肉1検体から二酸化硫黄が1,800 ppm検出された。生鮮肉への保存料としての使用は認められていない。

-
- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2014.10.17.~2014.10.23.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25437>

- 2014.10.10.~2014.10.16.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25380>

- 2014.10.2.~2014.10.8.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25302>

2. 説明資料 (「基準値 89 倍 “農薬バナナ” 大型マートで販売」記事に関連)

輸入食品政策課/農水産物安全課 2014-10-24 添付ファイルあり (1)

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25440>

2014年10月24日イーデイリー、京郷新聞などが報道した「基準値 89 倍 “農薬バナナ” 大型マートで販売」記事に対して次のように説明する。

食品医薬品安全処は、輸入食品が現地調査・通関・流通消費など 3 段階にわたって徹底的に調べられていることを報告する。

現地調査では、輸出国現地を訪問して衛生管理水準が我が国の水準に適合しているかを確認し、通関段階では食品別の基準規格以外に追加で有害物質中心の精密検査、無作為標本検査及び官能検査、書類検事を実施している。

*精密検査：初めて輸入される食品、輸入・流通段階不適履歴がある食品、国内外で有害物質が検出されたという危害情報がある食品、官能検査で懸念がある食品を対象に実験室で行う検査

*無作為標本検査：不適履歴がある生産国、品目、危害性可否などを反映して輸入食品ごとに別の率を適用して無作為に抽出して実験室で行う検査

*官能検査：製品の性質・状態・味・におい・色・表示包装状態などの検査

*書類審査：申告書類などを検討して適合可否を判断する

特に通関段階の精密検査の割合は 26%で、米国(2%)、日本(11%)など他の先進国に比べると、はるかに高い割合である。

流通・消費段階では、輸入食品の安全性を再確認するために収去検査を実施して不適製品が確認された場合には迅速に回収措置などを行っている。

食薬処は、今回残留農薬が検出されて回収されたバナナについては、輸入当初に精密検査を実施した履歴を考慮して官能検査を実施し、流通・消費段階で収去・検査した結果で不適合であることが確認されて回収措置となった。関連回収内容については、10月22日に食

薬処ホームページに掲載した。同時に通関段階でフィリピンを含むすべての輸入バナナに対して残留農薬精密検査の強化措置をし、当該輸入業者に対しても受入ごとに精密検査を強化した。

食薬処は、輸入食品の事前安全性確保のために輸出国現地から安全管理を強化する「輸入食品安全管理特別法」制定を推進している。この法は我が国に食品を輸出するすべての海外製造業者や輸出業者に対して登録を義務化し、品質管理水準が低い業者に対しては現地実態調査を強化するなどの内容となっている。

*補足：報道内容は「新世界フードが輸入し E マートで販売したフィリピン産バナナを検査した結果、農薬のイプロジオン（殺菌剤）が基準（0.02 ppm）の 89.5 倍を超える 1.79 ppm 検出された」と発表したもの。食薬処は従来、バナナについて、イプロジオンの基準をキウイフルーツと同じ 5 ppm としていたが、先月からは欧州連合（EU）と同じ 0.02 ppm にしていた。

3. 説明資料（SBS「子ども用歯磨き粉に発がん疑い物質」報道関連）

医薬部外品政策課 2014-10-23 添付ファイルあり (1)

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25418>

2014年10月22日 SBS 8時のニュースで報道された「子ども用歯磨き粉に発がん疑い物質」に対して次のように説明する。

食品医薬品安全処は、子ども用歯磨きに使われた赤色 2 号色素は医薬部外品、化粧品で粘膜を含んだ外用に使用が可能な色素として EU、日本などでも我が国と同様に使用されていることを報告する。赤色 2 号色素は、発がん物質については世界で一番権威ある国際機関の IARC でも発がん物質とは分類していない。現在、EU や日本では、医薬品、医薬部外品、化粧品だけでなく食品にも使用している。食薬処は、赤色 2 号色素が国内では 2008 年から子ども嗜好食品に使用を禁止していることなどを考慮し、子ども用製品に対する安全強化のために専門家などの意見を取り集めて歯磨き粉などに使用制限するかどうかを検討する予定である。

4. 勃起不全治療薬の類似物質が検出された食品の回収措置

危害師範中央調査団/高度分析チーム 2014-10-22

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25415&cmd=v>

食品医薬品安全処は、江原道所在企業が製造したと表示された食品「男のために」（食品類型:その他加工品）からホモタダラフィルとデメチルタダラフィルが一錠当たり(1g) 3.8mg、0.382mg 検出されたため、販売中断及び回収措置すると発表した。

5. 食品の放射能安全管理「民間の専門家委員会」開催の結果

検査実査課 2014-10-14

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=25342&cmd=v>

政府は、日本産水産物の輸入禁止などの「臨時特別措置」関連で日本側が提供した回答資料を検討するための「日本産食品放射能安全管理専門家委員会」を2回開催したと発表した。

1回目の会議(9月26日)では、「日本産食品放射能安全管理専門家委員会」(委員長漢陽大李ジェギ教授、民間専門家10人)の構成と運営のための議論を行った。

2回目の会議(10月8日)では、民間専門委員8人と関係省庁課長など12人が参加して委員会運営方針、懸案事項の検討優先順位、利害関係者の意見収集方法及び会議結果公開などについて論議した。

民間専門家委員会は検討優先順位を2013年9月施行した「臨時特別措置」の主要項目の維持が合理的かどうか判断することとし、食品放射能に対する包括的検討は後日推進する事にした。委員会の委員構成に対し国会などで専門家の追加を薦められた場合には、専門性及び信頼性などを考慮して適正範囲内で増員する計画である。その他の委員会活動に関する提案は提案者、連絡先、内容からなる意見書を食品医薬品安全処長に提出すれば委員会が検討する。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は表示に記載のない化学成分を含む違法製品「AMACE for him」について警告
HSA Alerts Public to Illegal Product 'AMACE for him' Found to Contain Undeclared Chemical Ingredient

8 OCTOBER 2014

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2014/hsa-alerts-publictoillegalproductamaceforhimfoundtocontainundecl.html

霊芝や朝鮮人参などの天然成分のみを含み「血流を改善しエネルギーレベルを上げる」「免疫を強化」するダイエタリーサプリメント、と表示してある製品から、HSA の検査でN-シクロペンチルノルタダラフィルが検出された。添付ファイルに製品の写真有り。

● その他

EurekAlert

● 中国生産物の異物混入事件が社会的信頼を損なう

Social trust eroded in Chinese product-tampering incident

14-Oct-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-10/uoic-ste101414.php

イリノイ大学の研究者が、中国での人々のリスク認知とその行動に異物混入事件がどう影響するかを調べ、その結果を *International Journal of Food Safety, Nutrition and Public Health* に発表した。中国では、Wuchang rice (高価な香り米) に、より安価なコメを混ぜて販売することが普通に行われている。西安の 225 人にインタビューしたところ、半分以上が製品の異物混入を知っていたが、内容についてはあいまいであった。情報源は友人や家族などの口コミである。人々はコメの偽装の安全上のリスクについては理解していないがリスクは高いと認識している。この場合、政府、規制、メディアなど社会への信頼は損なわれている。政府が信頼できないため、どんな(怪しい)情報でも頼ってしまう。Wuchang rice は生産量 80 万トンに対し 1,000 万トンが販売されている。

- がん患者は医師にダイエタリーサプリメントの使用について話すのをためらうべきではない

Cancer patients should not hesitate to speak with their doctors about dietary supplements

22-Oct-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-10/uotm-cps102214.php

がん患者の多くはビタミンやミネラルやハーブなどのダイエタリーサプリメントを使用しているが、しばしば医師に伝えていない。このコミュニケーションギャップは、患者が、医師はサプリメントの使用について無関心あるいはネガティブだと信じている場合に生じる。その結果、患者の得るサプリメントに関する情報は信頼できないものになりがちで不必要なリスクにさらされる。この分野の医師と患者のコミュニケーション改善が必須である。この調査結果は、*Current Oncology Reports* 9月号にレビュー発表された。

- セリアック病患者向けの一部のコメベースの食品には相当量のヒ素が含まれる

Some rice-based foods for people with celiac disease contain relevant amounts of arsenic

16-Oct-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-10/f-sf-srf101614.php

スペインの研究者らが *Food Additives & Contaminants* に発表した調査によると、コメはグルテンを含まないのでセリアック病患者は食べられるが高濃度のヒ素を含むことが明らかになった。現在 EU は、コメ製品のヒ素の最大基準値の設定のための作業を行っている。

コメは発がん物質であるヒ素を含むが、大部分の消費者は毎日のように多量のコメを食べるわけではないので心配することはない。しかしセリアック病患者ではそうはいかない。一部のコメ製品は無機ヒ素を最大 85.8 µg/kg 含み、1日の摂取量が成人で 0.45~0.46 µg/kg、*Journal of Food Science* に発表された研究によると子どもで 0.61~0.78 µg/kg になる。

EFSA が 2009 年に肺がん、皮膚がん、膀胱がんのリスクとなるとして設定した量が 0.3～8.0 µg/kg/day である。しかし現在これらの製品のヒ素の規制値はない。

Munera-Picazo S., Burló F., Carbonell-Barrachina A.A. "Arsenic speciation in rice-based food for adults with celiac disease". *Food Additives & Contaminants A* 31(8): 1358-1366, 2014.

Munera-Picazo S., Ramírez-Gandolfo A., Burló F., Carbonell-Barrachina A.A. "Inorganic and total arsenic contents in rice-based foods for children with celiac disease". *Journal of Food Science* 79(1): T122-128, 2014

FDA のリコールの後のダイエタリーサプリメントに禁止された薬物の存在

Presence of Banned Drugs in Dietary Supplements Following FDA Recalls

Pieter A. Cohen et al.,

JAMA. 2014;312(16):1691-1693

Research Letter | October 22/29, 2014

<http://jama.jamanetwork.com/article.aspx?articleid=1917421>

世界のがん有病率と死亡率：GLOBOCAN 2012 の情報源、方法、主要パターン

Cancer incidence and mortality worldwide: Sources, methods and major patterns in GLOBOCAN 2012

Jacques Ferlay et al.

International Journal of Cancer , Article first published online: 9 OCT 2014

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ijc.29210/abstract>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室